



# 鳥取県公報

平成12年9月12日(火)  
第7214号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県家畜排せつ物利用促進計画（畜産課）……………	1
	保安林の指定の解除予定（2件）（森林保全課）……………	1
◇ 雑 報	危険物取扱者試験の実施（消防課）……………	2

## 告 示

### 鳥取県告示第531号

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第8条第1項の規定に基づき、鳥取県家畜排せつ物利用促進計画を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により告示する。

平成12年9月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

「次のとおり」は省略し、その計画書を総務部県民室、中部県民局、西部県民局、農林水産部畜産課及び各地方農林振興局に備え置いて一般の縦覧に供する。

### 鳥取県告示第532号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年9月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
岩美郡国府町大字上地字吹山ノ谷828の11から828の17まで、829の6、830の5
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## 鳥取県告示第533号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年9月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡若桜町大字測見字深山ノ上672の4・672の5（以上2筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

---

雑 報

---

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成12年9月12日

財団法人消防試験研究センター理事長 小 宮 多 喜 次

## 1 試験の種類及び日時

試 験 の 種 類	日	時
甲種危険物取扱者試験	平成12年11月19日（日）	午後1時15分から
乙種危険物取扱者試験	〃	〃
丙種危険物取扱者試験	平成12年11月19日（日）	午前10時15分から

## 2 試験場

鳥取県庁講堂	鳥取市東町一丁目220
鳥取県立県民文化会館第1会議室	鳥取市尚徳町101-5
鳥取県立県民ふれあい会館大研修室	鳥取市扇町21
鳥取県立倉吉体育文化会館大研修室	倉吉市山根529-2
米子コンベンションセンター第4、5会議室	米子市末広町74
米子職業能力開発促進センター大教室	米子市古豊千520
米子食品会館多目的ホール	米子市旗ヶ崎2030

## 3 受験願書の受付期間

平成12年9月18日（月）から同月29日（金）まで（郵送による場合は、平成12年9月29日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。）

## 4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあつては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあつては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあつては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県生活環境部消防課、各消防局又は各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857-26-8389）に照会すること。